

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に伴う 約款の適用などについて

2023年1月18日

栄ガス消費生活協同組合（以下、当組合といいます。）は、2023年2月1日にて当組合のガス小売供給約款^{※1}などに、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業といいます。）に係るその他の供給条件」を適用いたします。

また、選択約款の内容を一部変更いたします。

※1：ガス小売供給約款などすべての供給条件

適用内容

1. 対象

当組合とガス需給契約を締結しているすべてのお客さまが対象となります。ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万立法メートル以上のお客さまおよび発電事業者は対象外です。

2. 適用期間および値引き単価

2023年2月検針分（2023年1月検針日の翌日～2月検針日まで）～
9月検針分（8月検針日の翌日～9月検針日まで）の値引き単価：30円/m³

2023年10月検針分（9月検針日の翌日～10月検針日まで）の値引き単価：15円/m³

<参考>

標準的なご家庭（月間使用量51m³）では、毎月1,530円（税込み）（9月使用分は765円（税込み））の値引きとなります。

3. この供給条件の実施期日

この「その他の供給条件」は、2023年2月1日から実施いたします。なお、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の変更、終了などに伴い改廃いたします。

選択約款の一部変更内容

・その他

その他の事項については、ガス小売供給約款および「その他の供給条件」を適用いたします。

<お問い合わせ先>

栄ガス消費生活協同組合
業務課

TEL:0256-45-2049